

専決処理報告 第 1 号

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案専決処理報告

平成 28 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務専決規程（平成 4 年教育委員会訓令第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により専決しましたので、報告します。

高知県教育委員会事務専決規程

第 6 条 教育長は、第 2 条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

第 号

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（昭和32年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

高知県立高知南中学校	高知市
------------	-----

を

高知県立高知南中学校	高知市
高知県立高知国際中学校	高知市

に、

高知県立伊野商業高等学校	吾川郡いの町
高知県立春野高等学校	高知市

を

高知県立春野高等学校	高知市
高知県立高知国際高等学校	高知市

高知県立伊野商業高等学校	吾川郡いの町
--------------	--------

に改める。

第2条 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を次のように改正する。

本則の表中

高知県立須崎工業高等学校	須崎市
--------------	-----

を

高知県立須崎工業高等学校	須崎市
高知県立須崎総合高等学校	須崎市

に改める。

第3条 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を次のように改正する。

本則の表中

高知県立佐川高等学校	高岡郡佐川町
高知県立須崎高等学校	須崎市
高知県立須崎工業高等学校	須崎市

を

高知県立佐川高等学校	高岡郡佐川町
------------	--------

に改める。

第4条 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を次のように改正する。

本則の表中

高知県立安芸中学校	安芸市
-----------	-----

高知県立高知南中学校	高知市
------------	-----

を

高知県立安芸中学校	安芸市
-----------	-----

に、

高知県立高知小津高等学校	高知市
高知県立高知西高等学校	高知市

を

高知県立高知小津高等学校	高知市
--------------	-----

に、

高知県立高知東高等学校	高知市
高知県立高知南高等学校	高知市

を

高知県立高知東高等学校	高知市
-------------	-----

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成29年7月1日
- (2) 第2条の規定 平成30年7月1日
- (3) 第3条の規定及び次項の規定 平成31年4月1日
- (4) 第4条の規定及び附則第3項から第5項までの規定 平成33年4月1日

(経過措置)

2 第3条の規定による改正前の高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の規定により設置された高知県立須崎高等学校及び高知県立須崎工業高等学校は、第2条

の規定による改正後の高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の規定により設置された高知県立須崎総合高等学校として存続するものとする。

- 3 第4条の規定による改正前の高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された高知県立高知南中学校（以下この項において「高知南中学校」という。）は、同条の規定による改正後の高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、平成33年3月31日において高知南中学校に在学する者が高知南中学校に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。
- 4 旧条例の規定により設置された高知県立高知西高等学校（以下この項において「高知西高等学校」という。）は、新条例の規定にかかわらず、平成33年3月31日において高知西高等学校に在学する者が高知西高等学校に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。
- 5 旧条例の規定により設置された高知県立高知南高等学校（以下この項において「高知南高等学校」という。）は、新条例の規定にかかわらず、平成33年3月31日において高知南高等学校に在学する者が高知南高等学校に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例
議案説明

この条例は、県立高等学校再編振興計画で定めた高知南中学校・高等学校及び高知西高等学校を統合する新たな中高一貫教育校並びに須崎高等学校及び須崎工業高等学校を統合する新たな高吾地域拠点校を設置するに当たり、学校名をそれぞれ高知国際中学校・高等学校及び須崎総合高等学校にしようとするものである。

新 旧 対 照 表 旧

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（抜粋）

県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置
略	略
高知県立高知南中学校	高知市
高知県立高知国際中学校	高知市
略	略
高知県立春野高等学校	高知市
高知県立高知国際高等学校	高知市
高知県立伊野商業高等学校	吾川郡いの町
略	略

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（抜粋）

県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置
略	略
高知県立高知南中学校	高知市
略	略
高知県立伊野商業高等学校	吾川郡いの町
高知県立春野高等学校	高知市
略	略

新 照 表 (第2条関係)

旧

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（抜粋）

県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置
略	略
高知県立須崎工業高等学校	須崎市
高知県立須崎総合高等学校	須崎市
略	略

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（抜粋）

県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置
略	略
高知県立須崎工業高等学校	須崎市
略	略

対 照 表 (第3条関係)

旧

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（抜粋）

県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置
略	略
高知県立佐川高等学校	高岡郡佐川町
高知県立須崎高等学校	須崎市
高知県立須崎工業高等学校	須崎市
略	略

新 旧

新

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（抜粋）

県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置
略	略
高知県立佐川高等学校	高岡郡佐川町
略	略

新

旧

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（抜粋）

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（抜粋）

県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置
高知県立安芸中学校	安芸市
略	略
高知県立高知小津高等学校	高知市
略	略
高知県立高知東高等学校	高知市
略	略

県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置
高知県立安芸中学校	安芸市
高知県立高知南中学校	高知市
略	略
高知県立高知小津高等学校	高知市
高知県立高知西高等学校	高知市
略	略
高知県立高知東高等学校	高知市
高知県立高知南高等学校	高知市
略	略

2つの統合校の統合スケジュールについて

H29.4 H29.7 H30.4 H31.4 H32.4 H33.4 H34.4 H35.3

